

平成28年12月27日(火)  
文化審議会著作権分科会  
法制・基本問題小委員会(第4回)

# 「デジタル教科書」の位置付けに関する検討会議 最終まとめについて

文部科学省  
初等中等教育局 教科書課

# 「デジタル教科書」の位置付けに関する検討会議における審議について

## 検討の背景

教育における情報化が進展する中で、児童生徒の学びを質・量両面から向上させるため、学びの手段や学習環境としてのICTの将来性・可能性を見据えて、教科書へのICTの活用の在り方について検討が求められている。

### 「日本再興戦略」改訂2015（抄）（平成27年6月30日閣議決定）

教育における情報化の進展や、アクティブ・ラーニング等の課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習の必要性の高まり、その他デジタル教科書・教材の位置付けの検討に関する各種提言等を踏まえ、いわゆる「デジタル教科書」の位置付け及びこれに関連する教科書制度の在り方について専門的な検討を行い、来年中に結論を得る。

### これからの時代に求められる資質・能力と、それを培う教育、教師の在り方について（抄）（平成27年5月14日教育再生実行会議第七次提言）

○ 国は、民間とも連携し、基本的共通的な教育内容についての学習動画など教材のデジタル化や、インターネット上での提供を進める。また、教科書のデジタル化の推進に向けて、教科書制度の在り方や、それに応じた著作権の在り方などの課題についての専門的な検討を行う。

## 「デジタル教科書」の位置付けに関する検討会議の開催

### 1. 趣旨

教育における情報化の進展や、アクティブ・ラーニング等の主体的な学習の必要性の高まり、その他デジタル教科書・教材の位置付けの検討に関する各種提言等を踏まえ、いわゆる「デジタル教科書」の位置付け及びこれに関連する教科書制度の在り方について専門的な検討を行うことを目的として、「デジタル教科書」の位置付けに関する検討会議を開催。

### 2. 検討事項

- 教科書の意義、形態など、教科書の基本的な在り方に関すること
- いわゆる「デジタル教科書」の教育効果及びそれを踏まえた制度的な位置付けや費用負担の在り方等に関すること 等

### 3. 委員

堀田 龍也	東北大学大学院情報科学研究科教授【座長】	高梨 博和	東京都荒川区教育委員会教育長
天笠 茂	千葉大学特任教授【座長代理】	中川 哲	日本マイクロソフト(株)業務執行役員シニアディレクター
新井 健一	(株)ベネッセホールディングスベネッセ教育総合研究所理事長		エンタープライズ事業改革担当兼文教戦略担当
井上 秀子	一般社団法人全国高等学校PTA連合会前理事	東原 義訓	信州大学学術研究院教育学系教授
尾上 浩一	公益社団法人日本PTA全国協議会特任業務執行理事		教育学部附属次世代型学び研究開発センター副センター長
金子 暁	広尾学園中学校高等学校教務開発統括部長	福田 孝義	佐賀県武雄市ICT教育監
黒川 弘一	光村図書出版株式会社専務取締役 ICT事業本部長	福田 純子	東京都練馬区立光が丘春の風小学校校長
神山 忠	岐阜県岐阜市立岐阜特別支援学校教諭	毛利 靖	茨城県つくば市教育局総合教育研究所所長
近藤 武夫	東京大学先端科学技術研究センター准教授	山内 豊	東京国際大学商学部教授
		若江 眞紀	(株)キャリアリンク代表取締役

※役職等は平成28年4月現在

## 「デジタル教科書」の位置付けに関する検討会議における審議経過

第1回（平成27年5月12日）	教科書制度の概要 「デジタル教科書」に関する諸課題
第2回（平成27年6月30日）	「学びのイノベーション事業」実証研究報告 意見聴取（一般社団法人教科書協会）
第3回（平成27年7月21日）	意見聴取 ・デジタル教科書教材協議会（DiTT） ・一般社団法人全国教科書供給協会 ・CoNETS ・全日本印刷工業組合連合会 「デジタル教科書」に関する今後の検討の視点について
第4回（平成27年9月15日）	意見聴取 ・理数系学会教育問題連絡会 ・日本小児連絡協議会 「デジタル教科書」に関する検討の視点について
視 察（平成27年9月30日）	荒川区立尾久八幡中学校
第5回（平成27年11月11日）	意見聴取 ・教科用図書検定調査審議会 鈴木委員 ・東京書籍株式会社 川瀬ICT事業本部第一営業部長
第6回（平成27年12月16日）	意見聴取（国立情報学研究所 新井教授） 保護者アンケート（小・中学校、高等学校）結果
意見交換（平成28年2月19日）	委員間での意見交換
第7回（平成28年4月22日）	中間まとめに向けた論点の整理について議論
第8回（平成28年6月2日）	中間まとめ（案）について議論 ⇒ 中間まとめ
第9回（平成28年10月21日）	最終まとめに向けた検討
第10回（平成28年11月30日）	最終まとめ（案）について議論 ⇒ 最終まとめ

# 最終まとめの概要

## 現行制度における教科書の意義及び位置付け

- ◇ 各学校において使用しなければならない = 「**使用義務**」
- ◇ 文部科学大臣による検定を経る必要がある = 「**質の確保**」
- ◇ 義務教育段階において児童生徒に無償で給与される = 「**経済的負担軽減**」
- ◇ 国から発行者に対する発行の指示、定価の認可等 = 「**安定供給の確保**」
- ◇ 著作権の権利制限が認められている = 「**適切な著作物の利用による質の向上**」

→ **全国的な教育水準の向上**  
**教育の機会均等の保障**  
**適正な教育内容の担保** 等の実現

## デジタル教科書の内容・範囲

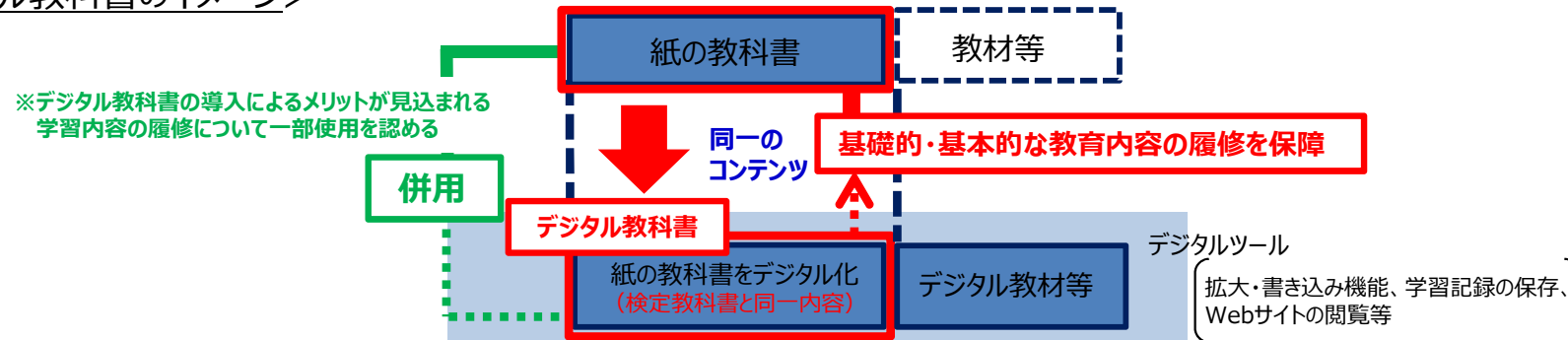
※デジタル教科書：DVDやメモリーカード等の記録媒体に記録されるデジタル教材のうち教科書の使用義務の履行を認めるもの

- ・ 教科書は、基礎的・基本的な教育内容の履修を保障するために、原則、その全てを学習することが必要であり、質を確保するために検定が行われている
- ・ 現行制度上、本格的な実証研究を行うことは不可能であることから、デジタル教科書の使用による効果・影響について、客観的・定量的な検証は困難

- ◇ 紙の教科書とデジタル教科書の**学習内容（コンテンツ）は同一**であることが必要
- ◇ 紙の教科書を基本としながら、デジタル教科書により学びの充実が期待される**教科の一部（単元等）の学習に当たって、紙の教科書に代えて使用することにより、「使用義務」の履行を認める特別の教材としてデジタル教科書を位置付けることが適当 = 「併用制」**
- ◇ 紙の教科書等による学習が困難な**障害のある児童生徒**のうち、デジタル教科書の使用による学習が効果的である児童生徒**に対しては、より積極的な使用を可能とすることが望ましい**

※ 紙の教科書とデジタル教科書のいずれかを選択して使用する「選択制」の仕組みの導入については、教育上の効果や健康面への影響等に関する調査研究等の結果等を見極めながら、デジタル教科書の導入後、一定の期間を経た後に改めて検討を行うことが適当

## <デジタル教科書のイメージ>



### <教科書検定制度との関係>

- デジタル教科書の学習内容は紙の教科書と同一であることから、**改めて検定を経る必要はない**とすることが適当。紙の教科書との同一性については、発行者の責任において確保されるべきであり、当面は、デジタル教科書の制作者は紙の教科書を制作する発行者のみとすることが適当。
- **動画や音声等については**、学習効果が期待されるものの、部分的な修正が困難であることや、可変性があり膨大な情報量の内容について検定を経ることが必ずしも適当ではないことから、**検定を要しない教材として位置付けることが適当**。
- 教科用図書検定調査審議会等において、**URLやQRコード等の検定上の取扱いについて、専門的な見地から審議を行うことが必要**。

### <学習内容の特性への配慮>

- 導入を一部の教科に限定したり、使い方に差異を設けるといったことを現時点において決定することは必ずしも適当ではないが、教科・単元等の学習内容の特性に配慮しつつ、発行者の創意工夫をいかに、**教育委員会や学校における使用の参考となるようなガイドラインを国が策定することが必要**。

### <教科書無償制度との関係>

- 紙の教科書のみを使用する児童生徒との公平性の観点や、紙の教科書を基本とする使用形態等から、**紙の教科書とデジタル教科書の双方を無償措置の対象とすることは直ちには困難**。周辺環境の整備状況も踏まえつつ、使用を希望する地方自治体等において、全ての児童生徒が家計の状況に関わらず支障なく使用できるよう、必要な経済的支援を含めて積極的な取組が必要。
- 障害のある児童生徒に一層積極的な使用を認める場合には、法令上の措置も含めて検討することが必要。
- **中長期的には**、普及・定着の状況も勘案しながら、制度面の検討と併せて、**紙の教科書とデジタル教科書のいずれか一方又はその双方を、無償措置の対象とすることを検討することが望ましい**。

## 関係制度の検討の方向性

### <教科書採択、教材選定>

- デジタル教科書の使用は、**教科書採択の権限を有する教育委員会等が決定**し、その判断により特定の学校や教科等での使用も可能とすることが適当。
- デジタル教材については教育委員会等が責任をもって調査・検討した上で使用を決定すべきであるが、**国においても、選定の観点や方法等に関するガイドラインの策定等**を通じて、質の確保されていないデジタル教材が児童生徒に渡ることのないよう十分に留意し、活用に不安が生じないような配慮が必要。

### <供給方法>

- **発行者に確実な供給を担保させた上**で、記録媒体による供給や配信による供給等、**いずれの方法によることも可能とすることが適当**。

### <価格・定価>

- 地方自治体や保護者等に過度な負担を課すことのないよう、**価格を可能な限り低廉に抑える工夫が必要**。

### <障害のある児童生徒に対する配慮>

- 標準化された規格や機能によっては、個々の障害の状態や学習ニーズに対応しきれないことも想定されることから、国が一定程度関与しつつ、**教科用特定図書等の製作・普及を行う現行の仕組みについては、一層の充実を図っていくことが適当**。

### <著作・編集等に係る著作権の権利制限の在り方>

- 文化審議会等において、デジタル教科書への著作物の掲載や配信形式による供給等に対応する**権利制限の在り方についての専門的な審議が必要**。

### 教育の情報化加速化プラン(具体的な取組施策)

急速に情報化が進む現在社会においては、国、地方公共団体、学校が連携し、それぞれの責任を果たしながら教育の情報化に取り組むことが不可欠。

- ① 2020年代の「次世代の学校・地域」におけるICT活用のビジョン等の提示
- ② 授業・学習面でのICTの活用
- ③ 校務面でのICTの活用
- ④ 授業・学習面と校務面の両面でのICT活用
- ⑤ 教員の指導力の向上や地方公共団体・学校における推進体制
- ⑥ ICTによる学校・地域連携

### <求められるICT環境の整備>

#### (情報端末)

- デジタル教科書の使用形態に鑑みれば、個々の使用の場面において、**児童生徒一人一人に対してデジタル教科書が用意されていることが必要**。
- **情報端末の規格や機能の標準化**等に加え、児童生徒の使いやすさやアクセシビリティの確保、相互互換性、価格の低廉化、児童生徒への影響等の観点について検討することが必要。

#### (ネットワーク環境)

- 導入段階においては、**ネットワーク環境を利用しなくてもデジタル教科書を使用できる形態とすることが適当**。
- **インターネット環境に接続する場合**には、各教育委員会や学校において、**接続管理やフィルタリング等の対策**を講じるとともに、**児童生徒に対する十分な指導**を行うことが必要。

### <デジタル教科書の効果的な活用のための条件整備>

- **紙の教科書と併用したデジタル教科書の使い方やデジタル教材を使用するための方針を明確化**し、教員等の実践を通じた知見を学校全体として共有することが重要であり、研修等を通じて、ICT活用指導力を含めた**教員の指導力向上のための取組**の充実が必要。
- デジタル教科書を円滑に使用することができるよう、**トラブルに速やかに対応できるサポート体制等の環境整備**が重要。

## デジタル教科書の導入時期等

- **次期学習指導要領の実施に合わせてデジタル教科書を導入**することができるよう、文部科学省、教科書発行者をはじめとした関係者において、そのために必要な制度改正や関連する準備作業を着実に進めていくことが必要。
- その際、幅広い関係者に対して、導入に向けた考え方や具体的な活用方法等について情報提供や普及・啓発を行うなど、**デジタル教科書に関する理解を促進**し、円滑に導入できるようにするための取組が必要。

## <著作・編集等に係る著作権の権利制限の在り方>

- デジタル教科書への著作物の掲載や配信形式による供給等に対応する権利制限の在り方について、文化審議会等における専門的な審議が必要。



## 「デジタル教科書」の位置付けに関する検討会議最終まとめ（抜粋）

### Ⅲ. デジタル教科書の導入に伴う関係制度の方向性

#### （著作・編集等に係る著作権の権利制限の在り方）

- 教科書については、学校教育の目的・性格上最も適切な著作物を利用することができるようにする必要のあることから、著作権法においては、**一定の要件のもと、個々の権利者に許諾を得ることなく教科書に著作物を掲載することを可能とする権利制限規定**が設けられているところである。これは、学校教育法上、教科書に使用義務が課されていることを踏まえたものと考えられる。
- 一方で、デジタル教科書については、上記に該当しないため、著作権法において権利制限の対象とはならず、現在、実際に「デジタル教科書（教材）」の制作等に当たっては、紙の教科書とは別に、教科書発行者と個々の権利者等との間で契約を締結し、著作物を利用しているのが実情であり、権利者等の承諾が得られず、紙の教科書に含まれているコンテンツを使用できていない「デジタル教科書（教材）」も存在する。
- この点、**デジタル教科書を**、その使用により、**学校教育法に規定する教科書の使用義務の一部の履行を認める特別の教材として位置付ける**ことを踏まえると、その公共性については、紙の教科書と何ら変わるものではない。また、**デジタル教科書の供給方法としては、記録媒体による供給に加えて、インターネット等を活用した配信形式による供給も想定**されるとともに、技術の進歩やデジタル教科書の普及・整備状況によっては、教科書発行者等のサーバ又はクラウド上に保存されたデジタル教科書を使用する形態により児童生徒が学習を行うことも考えられる。
- これらのことを含め、学校教育法におけるデジタル教科書の位置付けや運用の在り方を踏まえ、**デジタル教科書の導入に伴う著作権の権利制限の在り方について、今後、速やかに文化審議会等において専門的な観点からの審議がなされることが必要**である。

## ○著作権法（昭和45年法律第48号）

（教科用図書等への掲載）

第33条 **公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、教科用図書**（…における教育の用に供される児童用又は生徒用の図書であつて、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するものをいう。以下同じ。）**に掲載することができる。**

2 前項の規定により**著作物を教科用図書に掲載する者は、その旨を著作者に通知するとともに、同項の規定の趣旨、著作物の種類及び用途、通常の使用料の額その他の事情を考慮して文化庁長官が毎年定める額の補償金を著作権者に支払わなければならない。**

3 文化庁長官は、前項の定めをしたときは、これを官報で告示する。

4 前3項の規定は、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通信教育用学習図書及び教科用図書に係る教師用指導書（当該教科用図書を発行する者の発行に係るものに限る。）への著作物の掲載について準用する。

（出所の明示）

第48条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する著作物の出所を、その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、明示しなければならない。

一 …第33条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）…の規定により著作物を複製する場合

二・三 （略）

2・3 （略）

## <要件>

- ・ 既に公表されている著作物であること
- ・ 学校教育の目的上必要な限度であること
- ・ 掲載することを著作者に通知すること
- ・ 文化庁長官が定める補償金を著作権者に支払うこと
- ・ 出所を明示すること



**適切な著作物の利用による教科書の質の向上**

## （デジタル教科書の導入に当たって想定される検討課題）

◇ **権利制限の対象は、紙媒体により制作された教科書**（＝紙の教科書）であり、紙の教科書と同一の内容であるデジタル教科書についても、権利制限の対象とはならないため、**内容の同一性は必ずしも担保されない。**

◇ 現在、教科書発行者から補助教材として販売されている「デジタル教科書（教材）」の中には、著作権者の了解を得ることができず、**紙の教科書に掲載されている内容の一部を掲載できていないものも。**



# 教科書の供給段階

## ○教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）

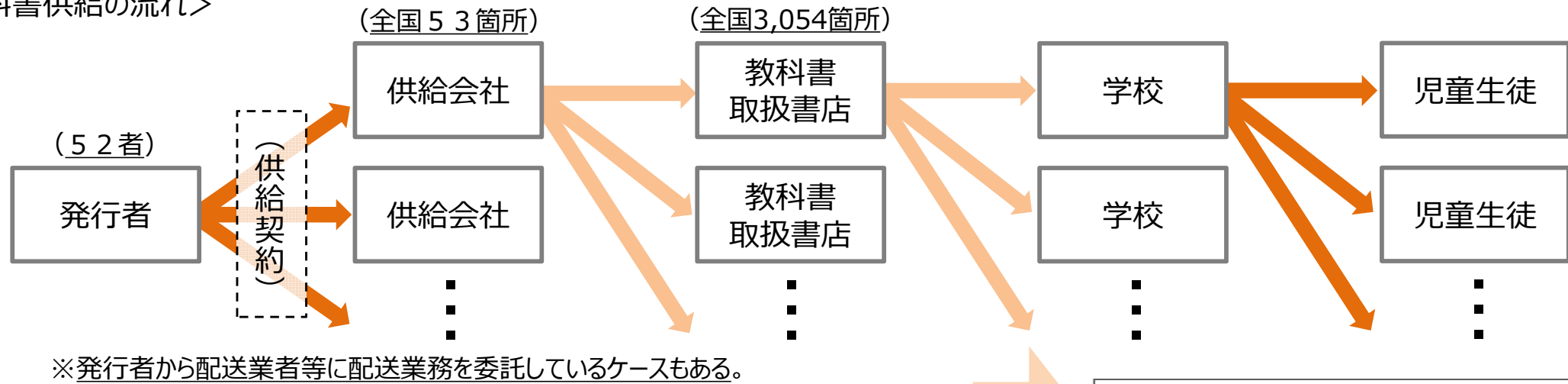
第8条 文部科学大臣は、前条第2項の需要数を基礎にして、発行者にその発行すべき教科書の種類及び部数の指示（以下「発行の指示」という。）をしなければならない。

第10条 **発行の指示を承諾した者は**、文部科学省令の定めるところに従い、**教科書を発行する義務を負う。**

2 **発行者は、教科書を各学校に供給するまで、発行の責任を負うものとする。**

3 文部科学大臣は、必要に応じ、発行者から報告をとり、又はその業務の履行の状況を調査することができる。

## <教科書供給の流れ>



## （デジタル教科書の導入に当たって想定される検討課題）

◇ デジタル教科書の供給方法として、概ね以下のような方法が考えられる。

(1) デジタル教科書を記録した**DVDやメモリーカード等の記録媒体を供給**

(2) **地方自治体や学校のサーバに配信**（又は記録媒体による供給）し、そこから**各情報端末にダウンロード**

(3) **直接、各情報端末に配信**

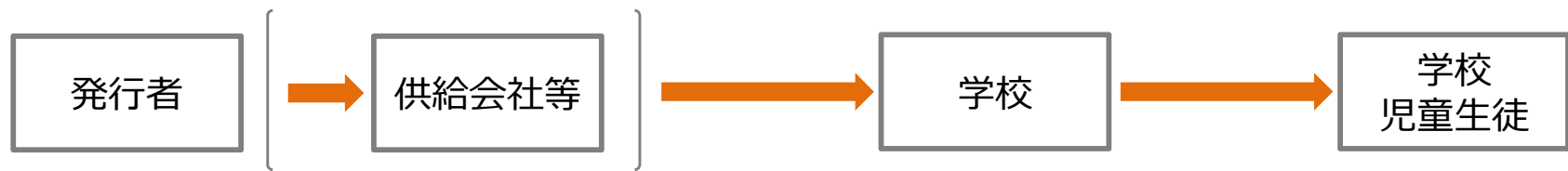
◇ また、技術の進歩やデジタル教科書の普及・整備状況によっては、教科書発行者等のサーバ又はクラウド上に保存されたデジタル教科書を使用する形態により児童生徒が学習を行うことも考えられる。

**【参考】 想定される具体の供給方法**

→: 記録媒体による供給

→: 配信（ダウンロード）形式による供給

(1) デジタル教科書を記録したDVDやメモリーカード等の記録媒体を供給



(2) 地方自治体や学校のサーバにダウンロード配信（又は記録媒体による供給）し、そこから各情報端末にダウンロード



(3) 直接、各情報端末にダウンロード配信



- ◇ (2)の一部及び(3) **（配信形式による供給）**については、**教科書発行者が直接配信**する又は**教科書発行者が配信事業者等に配信を委託**する形態のほか、**教科書発行者が共同で共通の供給機構を設置**すること等も考えられる。
- ◇ (1)~(3)のように情報端末にダウンロードする方法のほか、教科書発行者等のサーバ又はクラウド上にデジタル教科書を保存し、児童生徒がその都度ネットワーク環境を利用して、使用する形態も考えられる。ただし、各学校のネットワーク環境の整備状況に鑑みれば、少なくとも次期学習指導要領の実施と合わせて導入する場合には、この形態による使用には課題が多いとされている。

### 「デジタル教科書」の位置付けに関する検討会議における主な意見

- ◇ 著作権料（補償金）の支払金額の算定方法のルール化
- ◇ 教科書紙面の内容を音声（機械音声／吹き込み）で読み上げることの著作権法上の取扱いの明確化

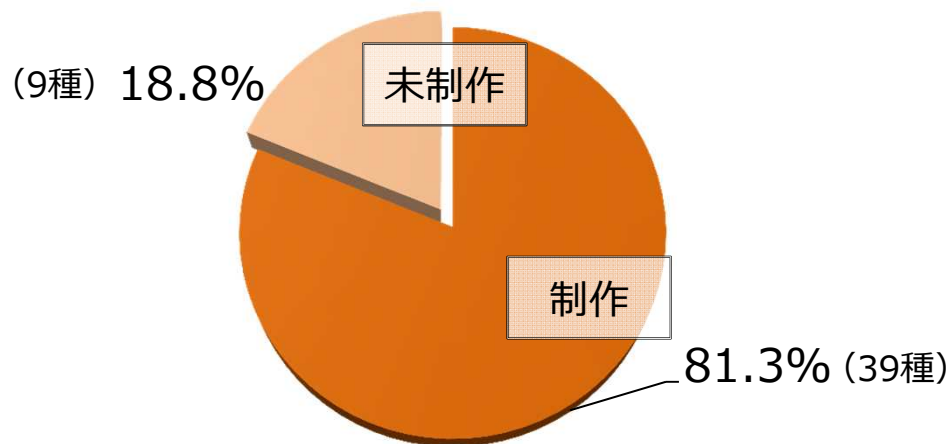
### 関係団体からの意見聴取・パブリックコメントの結果における主な意見の概要

- ◇ デジタル教科書と紙の教科書では、その公共性について何ら変わるものではないので、デジタル教科書についても、紙の教科書と同様の権利制限規定が設けられるべき。
- ◇ ライセンス管理による利用者の範囲を制限した上で、必要な権利制限が行われるべき。
- ◇ 仮にデジタル教科書の制作について、必要な権利制限が行われるのであれば、その対象は教科書発行者に限るべきではない。
- ◇ 紙の教科書と同様、デジタル教科書についても自らが使用したコンテンツを将来的にも使用できるようにすることが望ましい。
- ◇ デジタル教科書の制作や使用に当たって必要な権利制限が、学校現場において拡大解釈されないよう留意が必要。
- ◇ 教員に対して著作権法遵守の意識付けをしっかりと行う必要がある。また、児童生徒により著作権法違反の行為が行われないよう、児童生徒への指導とDRM（デジタル著作権管理）の仕組みの構築が必要。

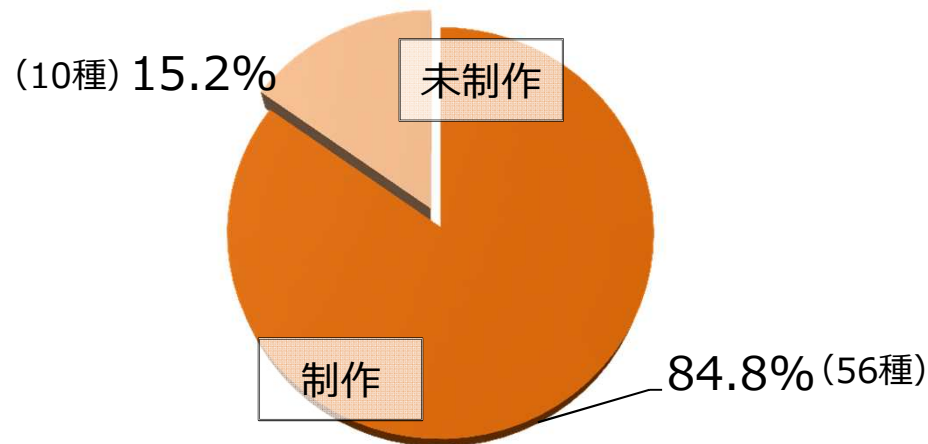
# 教科書発行者による「デジタル教科書（教材）」の制作状況

## 指導者用「デジタル教科書（教材）」

### 【小学校用；全48種】

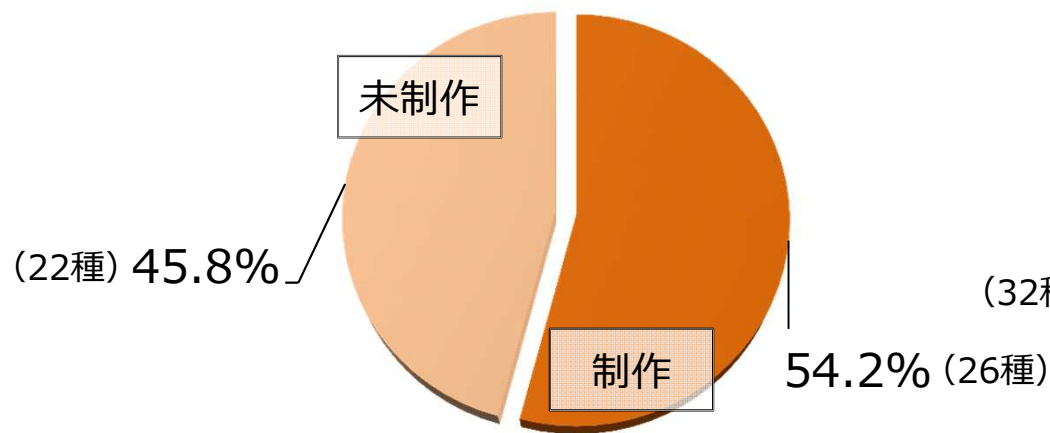


### 【中学校用；全66種】

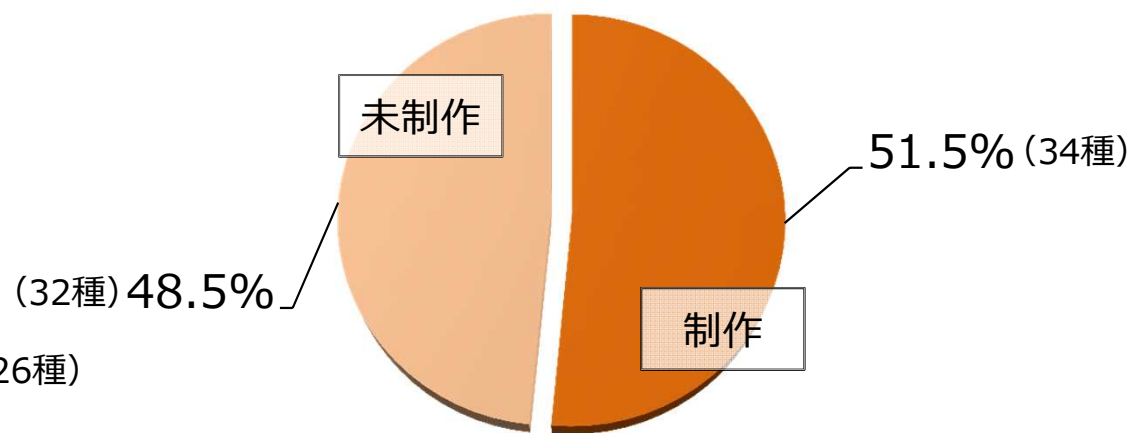


## 学習者用「デジタル教科書（教材）」

### 【小学校用；全48種】



### 【中学校用；全66種】



※ 各教科書発行者から、平成28年12月時点において制作又は本年度中に制作予定である旨の回答があったものを「制作」として、それ以外のを「未制作」として集計。

※ 学習者用「デジタル教科書（教材）」には、販売以外の目的で制作しているものを含む。